

## 鋼船規則 B 編における改正点の解説 (船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験の指針)

### 1. はじめに

2026年6月公表の船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験の指針に関する事項について、その内容を解説する。改正の対象は鋼船規則 B 編である。なお、本改正は2026年7月1日から適用される。

### 2. 改正の背景

IMOはMSC.1/Circ.1502において、船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験のための指針を非強制要件として規定しており、本会は同指針を既に本会規則に取入れている。2025年6月に開催されたIMO第110回海上安全委員会(MSC110)において、2011ESPコードとの整合を図る改正として、決議MSC.1/Circ.1502(Rev.1)の改正が承認された。

このため、決議MSC.1/Circ.1502(Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

### 3. 改正の内容

定期検査において船長又はその代理の責任者の立会いのもとで圧力試験を実施する場合、当該タンクの内部検査又は精密検査の前に圧力試験を実施する必要がある旨を明確化した。圧力試験は、タンク境界部に実際の使用状態に近い荷重を作用させることにより、タンクの構造健全性に影響を及ぼす漏洩、変形その他の構造的不具合の有無を確認する検査である。圧力試験を内部検査又は精密検査の前に実施することにより、荷重作用下で顕在化する不具合を把握し、当該不具合箇所の確認を内部検査において的確に実施することができる。